

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01431

研究課題名（和文）日本における法曹倫理理論の確立に向けた発展研究 第三者に対する誠実義務

研究課題名（英文）Advanced Research for Establishing the Legal Theory of Ethics in Japan: Duty of Integrity for Third Parties

研究代表者

石田 京子 (Ishida, Kyoko)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：10453987

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：法律専門職は、法の支配の実現や司法制度の信頼の保持など、社会全体に対する重要な責任を負っている。もっとも、法専門職が一義的に誠実義務を負うのは依頼者である。弁護士であれば、依頼者のための弁護活動を通じて社会正義を実現する。ここで、第三者に対する義務は、依頼者のための活動が第三者のプライバシーなどを不当に侵害する場合において、依頼者に対する義務を制約する原理となる。今後、弁護士の職域が多様化した際には、第三者に対する義務は、弁護士がそのような職域において職務を行うことを正当化する規律として機能すると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法律専門家は、相手方を含む依頼者以外の者に対して、いかなる場合に、いかなる義務を負い、いかなる場合であればその義務は依頼者に対する誠実義務に優先されるべきなのか。その理論的責任はどこにあるのか。このことについて実務の指針となり得る理論的検討を行い、発信したことが、本研究の学術的意義である。

特に、弁護士以外の法専門職（いわゆる隣接法律専門職）については、これまでその行為規範がほとんど学術的な文脈で論じてこられなかった。弁護士と、これらの隣接法律専門職を線形に捉え、同じ法専門職の文脈で理論的に整理することは、日本におけるリーガルサービスの質の標準化、ひいては法の支配の充実に資する。

研究成果の概要（英文）：The legal profession has important responsibilities to society as a whole, including the realization of the rule of law and the maintenance of confidence in the judicial system. However, the legal profession's primary duty is to its clients. If one is a lawyer, he or she will achieve social justice through advocacy on behalf of the client. Here, the duty to third parties is the principle that constrains the duty to the client in cases where activities on behalf of the client unreasonably infringe on the privacy or other rights of third parties.

In the future, when lawyers' professional fields diversify, the duty to third parties will function as a discipline that can justify lawyers' performance of their duties in such fields.

研究分野：法曹倫理

キーワード：法曹倫理 法曹論 プロフェッション論 法社会学

1. 研究開始当初の背景

研究を開始した 2019 年の段階では、平成 31 年までの申請者の研究課題であった、弁護士の守秘義務や利益相反について、弁護士人口の増加に伴い、新たな裁判事例、懲戒事例が少しずつ発生する中で、弁護士の社会に対する誠実義務（弁護士に内在する公益性）の内容については必ずしも理論的に整理されていない状況があった。

特に、第三者と弁護士との関係では、弁護士人口が極めて少数であった時代には、弁護士は依頼者に対しても大きな影響力を有していたが、弁護士人口が増加するにつれて、依頼者の要望に従った相手方との交渉や、裁判文書における記述によって、弁護士が相手方や相手方弁護士から懲戒請求を受ける事態が急増していた。すなわち、弁護士間の競争が激化した今日の状況下においては、依頼者の言いなりとなる弁護士を規律する理論が求められていた。

古い昭和 61 年の東京地方裁判所の裁判例で、依頼者の要望に応じて、その先で違法に相手方の不動産が処分されることを知った上で土地の売買を行った弁護士に対して、不法行為責任を認めたものがある。この判決文では、その根拠は単純に、「被告は弁護である」だけであった。この判例が未だに倫理研修でしばしば引用されている。なぜ、法律専門職は依頼者の言いなりになってはならず、第三者に対する義務は、いかなる場合であれば依頼者に対する誠実義務に優先されるのか、明らかにしなければならぬ時期にきていた。そして、その理論は、他のいわゆる隣接法律専門職にも適用されなければ、司法制度改革においてなぜ隣接法律専門職の職域が拡大されたのか説明ができず、その目的であった法の支配の拡充は実現できないことになる。

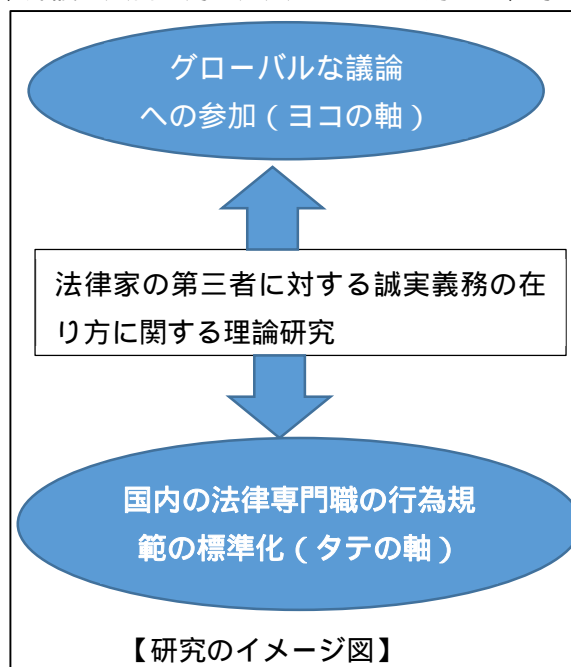
この問題について、アメリカでは、弁護士と依頼者の関係は信認関係（fiduciary）と理解されており、弁護士には常に依頼者に最善の結果をもたらすよう行動する義務が存在しているものの、この信認関係自体からは、相手方に対する義務は発生しない。にもかかわらず、アメリカ法律家協会（ABA）が定める法律家職務模範規則においては、弁護士の相手方に対する行為規範が定められており、この条文を根拠とする懲戒事例、裁判事例の蓄積も多い。また、ドイツにおいては、弁護士は「独立の司法機関」と位置付けられているが、やはり弁護士の相手方、第三者に対する行動を規律する裁判例が存在する。これらを参照しつつ、日本の実態に即した理論の構築が求められていた。

2. 研究の目的

弁護士を規律する法についての研究は、近年、アメリカ、欧州では飛躍的に進められている。特に、**国境を越えたグローバル・リーガル・サービスが活発になるにつれて、マネー・ロンダリング規制における弁護士の規律を含め、一か国に留まらない法律家のサービスの規律の在り方が議論されている。これらの比較法的検討に留まらずに、また日本からルール・メイキングへの参加となりうる発信をしていくことが求められている。（ヨコの軸の目的）**

また、国内においては、弁護士のみならず、**いわゆる隣接法律専門職を含めた法律専門職の行為規範の標準化が喫緊の課題である。**なぜならば、弁護士人口は約 4 万人であるのに対して、司法書士は 2 万人、行政書士は 4 万人、社会保険労務士は 4 万人おり、**司法制度改革はこれらの隣接法律専門職の職域を拡大し法の支配の充実をはかったものの、これら隣接法律専門職の専門職倫理の規定については、規程それぞれも、そして研究の蓄積も極めて乏しい。**これらの隣接法律専門職は、法律で認められた範囲において、弁護士と同じように法律相談に応じ、依頼者を代理し相手方と交渉することができるようになった。そして、申請者が参加した実証研究では、**これらの隣接法律専門職にアクセス経験のある中小企業ほど、弁護士を利用しようとなしな傾向が確認されている。**そうであるならば、隣接法律専門職の提供する法的サービスの質も、弁護士と同じように問題とすべきものであるところ、統一的な行為規範は存在しない。これらの専門職の倫理規定においては、相手方や第三者に対する対応について具体的な行為規範になるものはほとんど見当たらない。

本研究は、「法律専門職の第三者に対する誠実義務」について理論化を行い、これを弁護士のみ



ならず、今日の日本の法律家制度の文脈においては、他の隣接法律専門職の行為規範においても適用すべきものとして提案していくことを目的としている。その意味では、弁護士を頂点とする複数の法律専門家の行為規範を具体化し、これにより、法の支配をより一層促進しようとするものである。(タテの軸の目的)

3. 研究の方法

本研究においては、国内の法専門職における懲戒事例を整理し、また、関係者への聞き取り調査を行う実証的手法と、欧米における規律やその理論的背景について検討する比較法的手法の両方を取り入れた。

2020年度には、弁護士、司法書士、社会保険労務士に焦点をあて、懲戒事例の収集と検討を行った。また、これらの事例がアメリカで発生した場合にはどのようなか、比較法の視点から検討した。しかしながら、コロナウイルス感染症問題の発生により、十分な研究遂行ができなかったため、この年の課題の多くは2021年度に持ち越した。

2022年度には、欧米における第三者に対する誠実義務がどのように規律されているか、弁護士倫理規程やその背景にある理論に関する文献参照を行った。

2023年度には、ちょうど最高裁において弁護士法に関する事件が判断された時期でもあったため、これらを読み解き、弁護士という資格に内在する公益性や、依頼者以外に対する義務がどのような場合に発生するのかについて検討し、国際法曹倫理学会(アメリカカリフォルニアにて開催)にて報告を行った。

4. 研究成果

法律専門職は、その専門知識と倫理的な義務を通じて、法の支配、司法制度の信頼性、人権の擁護、公平と正義の実現など、社会全体に対する重要な責任を負っている。この責任を果たすことが、弁護士を中心とした法専門職の役割の核心であり、社会の秩序と正義を維持するために欠かせないものである。法専門職はそれ故、一定の業務について独占が認められており、また日本においては、全ての法専門職(弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士など)についてはその資格を規律する立法がなされている。法専門職の第三者に対する義務は、その意味では、法専門職の資格に内在する本質的義務と解することができる。

もっとも、法専門職が一義的に誠実義務を負うのは依頼者である。弁護士であれば、依頼者のための弁護活動を通じて社会正義を実現するのであり、第三者に対する義務は、依頼者のための弁護活動が第三者のプライバシーなどを不当に侵害する場合において、依頼者に対する義務を制約する原理となる。今後、弁護士の職域が多様化し、例えば、第三者委員会や会社の調査委員会など、必ずしも典型的な弁護士依頼者関係とは言えない活動を弁護士が行う場合、第三者に対する義務は、弁護士がそのような職域において職務を行うことを正当化する規律として機能すると考えられる。すなわち、無資格者であっても行える職務をあえて弁護士に依頼するのは、そのような職務において弁護士が依頼者のみならず、社会や第三者との関係でも高度の注意義務を果たし、法専門職としての知見に基づいてより適切な調査ないし調整を行えるからこそであると説明することができる。弁護士が新たな職域を拡大できるかどうかは、結局のところ、新たな職域で依頼者のみならず、第三者や社会がそこにおける弁護士のパフォーマンスに納得できるかどうかにかかっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計25件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山野目章夫・荒木理江・石田京子ほか	4. 巻 45
2. 論文標題 〔座談会〕所有者不明土地問題とこれからの相続	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石田京子	4. 巻 52
2. 論文標題 リーガルサービスの規制と技術革新	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 23 - 50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石田京子	4. 巻 8
2. 論文標題 弁護士が法律事務所間を移籍する際の利益相反情報の開示に関するABA公式見解09-455号およびその運用に関する弁護士倫理デスクブックの解説(翻訳)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 95-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石田京子・岡野原大輔・古川直裕	4. 巻 1589
2. 論文標題 〔鼎談〕AIのインパクトと法実務	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 ii-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 722
2. 論文標題 司法におけるジェンダー平等がなぜ重要なのか?	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 女性展望	6. 最初と最後の頁 6-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 9
2. 論文標題 弁護士選択とジェンダー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 25-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 契約実務へのリーガルテック活用の課題 リーガルテックと法規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 奥村友宏編『ザ・コントラクト 新しい契約実務の提案』	6. 最初と最後の頁 252-266
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 2539
2. 論文標題 弁護士職務基本規程57条に違反する訴訟行為につき、相手方である当事者がその行為の排除を求めることは認められないとした事例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 109-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 -
2. 論文標題 「弁護士による調査と訴訟代理：大阪高等裁判所令和3年12月22日決定および最高裁判所令和4年6月27日を手掛りに」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集第1巻 公法・基礎法編』	6. 最初と最後の頁 467-485
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 -
2. 論文標題 「ジェンダーの視点から見たトラブル経験」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 佐藤岩夫, 阿部昌樹, 太田勝造編『現代日本の紛争過程と司法政策 = Disputing Process and Judicial Policy in Contemporary Japan : 民事紛争全国調査2016-202』	6. 最初と最後の頁 555-574
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 -
2. 論文標題 「専門職責任としてのジェンダー平等教育：アメリカに学ぶ段階的教育」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大澤恒夫, 西村健, 飯考行, 平山真理編『民主的司法の展望 = Prospects for Democratic Justice : 統治主体としての国民への期待：四宮啓先生古稀記念論文集』	6. 最初と最後の頁 775-769
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 2539
2. 論文標題 「判批 弁護士職務基本規程（平成16年日本弁護士連合会会規第70号）57条に違反する訴訟行為につき、相手方である当事者がその行為の排除を求めることは認められないとした事例（最二決令3・4・14）」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 109-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 138
2. 論文標題 「司法書士行為規範を読む」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 2023年1月号
2. 論文標題 「さらなるゲームチェンジに求められること グレーゾーン解消制度の構造的課題」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 94-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 89
2. 論文標題 全体シンポジウム趣旨説明「民事紛争と司法 なぜ、事件数は増えていないのか」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 3-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 ジェンダーの視点から見た弁護士の評価	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 菅原郁夫ほか編『民事訴訟の実像と課題 - 利用者調査の積み重ねが示すもの』	6. 最初と最後の頁 81-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 2020-2021
2. 論文標題 日本のリーガル・プロフェッショナル司法制度改革を経た今日的課題 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 81-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 弁護士職務基本規程57条に基づく訴訟行為の排除を求める申立てが認められるか (消極)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 491
2. 論文標題 2 法社会学の考え方 データ・統計分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 52-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子・矢上浄子	4. 巻 6
2. 論文標題 FLPシンポジウム「法律家になろう！女性法律家はこんなに面白い！！」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 168-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一・宮澤節生	4. 巻 285
2. 論文標題 62 期弁護士第3 回・67 期弁護士第2 回ウェブ調査 - 記述統計による分析 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政論集	6. 最初と最後の頁 1-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.285.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 2020年10月号
2. 論文標題 AIは弁護士になれるか?リーガルテックと弁護士法72条をめぐる考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 29-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 利益相反回避手段としての情報遮断措置の位置づけ—アメリカにおける議論の変遷を参考に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民事裁判の法理と実践 - 加藤新太郎先生古稀記念論文集	6. 最初と最後の頁 627-644
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 200
2. 論文標題 日本における弁護士倫理の今日的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 53-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 16
2. 論文標題 中小企業の弁護士ニーズとアクセス障害	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 82-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Hope in Despair? The Gender Gap in the Legal Profession in Japan
3. 学会等名 “Gender Equality in the Legal Profession in East Asia: Empirical Perspectives” (Cornel Law School) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Old Laws and Technological Innovation A fluctuation in the jurisdiction and definitions of lawyers?
3. 学会等名 Asian Law and Society Annual Meeting 2023 (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 AIの善用調整のために弁護士と弁護士会は何ができるか
3. 学会等名 International Legal Ethics Conference in Tokyo 2024 (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 石田 京子
2. 発表標題 「(全体シンポジウム趣旨説明) 民事紛争と司法 - なぜ、事件数は増えていないのか」
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石田 京子
2. 発表標題 (全体シンポジウム「法曹養成とジェンダー」第三報告)「グローバルな視点からの要請」
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Re-visiting Japan's Small Number of Litigation Cases - After doubling the population of lawyers
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Give up or reject? Why do mothers divorce without child support?
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 How Can Japanese Court Regulate Imputed Conflict?- Lessons from the Supreme Court Ruling on April 14, 2021
3. 学会等名 International Legal Ethics Conference in 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Administration of Justice - Theoretical Implications of the Presentation by the RH B. McLachlin
3. 学会等名 International Legal Ethics Conference in 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 日本のリーガル・プロフェッション
3. 学会等名 日本比較法学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Women's Access to Justice in Japan
3. 学会等名 I-CON Conference (NY, US) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Why does gender balance matter in Japanese legal profession community?
3. 学会等名 NYCU Law Faculty Workshop (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 「若手弁護士は法曹養成課程をどう評価するのか？」
3. 学会等名 日本法社会学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 「若手弁護士のワークライフバランス」
3. 学会等名 日本法社会学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 「弁護士キャリアのジェンダー分析」
3. 学会等名 日本法社会学会年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子・林圭介・山崎雄一郎・齋藤宙治
2. 発表標題 「ADRにおける代理人の職務上の倫理について」
3. 学会等名 仲裁ADR法学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 「研究者の立場から 女性の司法アクセスの視点を踏まえて」シンポジウム「養育費をめぐる法政策と公的支援システムの再構築」
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会学術大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 中村 芳彦, 和田 仁孝, 石田 京子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 200
3. 書名 リーガル・カウンセリングの理論と臨床技法	

1. 著者名 菅原郁夫, 山本和彦, 垣内秀介, 石田京子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 289
3. 書名 民事訴訟の実像と課題	

1. 著者名 菅原 郁夫 (監修), 垣内 秀介 (編集), 石田 京子 (編集), 山田 文 (編集), 民事訴訟制度研究会 (著)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 272
3. 書名 手続利用者から見た民事訴訟の実際 2021年民事訴訟利用者調査	

1. 著者名 高中正彦・石田京子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 327
3. 書名 新時代の弁護士倫理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------